

平成 22 年度総務省税制改正要望ヒアリング 団体等出席者

- 1 (社)電気通信事業者協会 専務理事 井筒郁夫
 - ・次世代ブロードバンド基盤整備促進税制 1 頁
 - ・電気通信システム信頼性高度化促進税制 2 頁

- 2 株式会社ラック 取締役常務執行役員最高技術責任者 西本逸郎
 - ・情報通信基盤強化税制 3 頁

- 3 日本郵政株式会社 常務取締役兼経営企画部長 谷垣邦夫
 - ・郵便貯金株式会社及び郵便保険会社が郵便局株式会社に業務委託する際に支払う消費税の非課税措置 4 頁

- 4 全国市長会 財政委員会副委員長岐阜県高山市長 土野守
 - ・合併市町村における課税免除又は不均一課税等の特例措置の延長 5 頁
 - ・非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税手続の簡素化及び非課税対象者等の拡充 7 頁
 - ・非居住者等の受け取る振替地方公共団体金融機構債券等の利子等に係る非課税制度の創設 8 頁

- 5 全国過疎地域自立促進連盟 連盟理事山形県尾花沢市長 小野紀男
 - ・過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の対象事業の拡充及び延長 9 頁
 - ・過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置 10 頁

- 6 東日本税理士法人 岸野康之税理士
 - ・地方独立行政法人に係る非課税措置の拡充 11 頁

※各要望項目の内容については、別添参照。

平成22年度総務省税制改正要望ヒアリング

団体等出席者からの要望内容

(社) 電気通信事業者協会

題目	次世代ブロードバンド基盤整備促進税制の延長
i) 種別	既存の税制措置の拡充や延長に係るもの
ii) 税目	地方税 (税目: 固定資産税)
iii) 関係法律条項	地方税法附則第 15 条第 19 項、第 21 項、第 46 項
iv) 意見の詳細	電気通信事業者が次世代ブロードバンド基盤の構築のための設備 (加入者系光ファイバケーブル、小規模回線収容型デジタル回線多重化装置等) を取得した場合における固定資産税の課税標準の特例措置を延長する。
v) 措置を必要とする期間	平成22年度以降
vi) 理由 (必要性・妥当性)	<p>「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」つながるユビキタスネットワーク社会を支える世界最先端のネットワーク基盤を構築するため、光ファイバを活用し、高画質映像の受発信等大容量データの超高速通信に適応した次世代ブロードバンド基盤の整備促進を図る必要がある。</p> <p>ブロードバンド基盤の構築が遅れている地域に情報格差を生じないよう環境整備を図る必要がある。</p> <p>本税制により、電気通信事業者の投資負担を軽減し、次世代ブロードバンド基盤の整備促進を図る必要がある。</p>
vii) 効果 (期待される効果・税収の減収見込額)	<p>本税制により、電気通信事業者のインフラ整備に係る投資負担が軽減され、ブロードバンド基盤の構築が促進される。</p> <p>次世代ブロードバンド基盤の構築によるユビキタスネットワーク社会の実現には、投資負担の軽減は必要不可欠である。</p> <p>【減税見込額 調査中であるが、約 10 数億円】</p>
viii) その他参考となる事項	

(社) 電気通信事業者協会

題目	電気通信システム信頼性高度化促進税制の延長
i)種別	既存の税制措置の拡充や延長に係るもの
ii)税目	地方税（税目：固定資産税）
iii)関係法律条項	地方税法附則第15条第20項
iv)意見の詳細	電気通信基盤充実臨時措置法に基づき実施計画の認定を受けた電気通信事業者の設備(非常用電源装置、経路最適化装置等)について固定資産税の課税標準の特例措置を延長する。
v)措置を必要とする期間	平成22年度以降
vi)理由(必要性・妥当性)	<p>電気通信ネットワークは重要な社会基盤であり、ひとたび障害が発生すると社会経済活動に甚大な損害を与えることとなる。</p> <p>ネットワークに係る信頼性の向上は、災害時のライフラインとして情報流通の確保、社会経済活動の損害防止等に寄与するものであり、今後とも継続的な多額の投資を必要とする。</p> <p>また、信頼性の高度化のための投資は直接的に電気通信事業者の利益に結びつくものでなく、これら設備の整備促進には税制面におけるサポートが必要不可欠である。</p>
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	<p>本税制により、電気通信事業者のネットワークの信頼性向上に向けた整備に係る投資負担が軽減され、より信頼性のあるネットワークの構築が促進される。</p> <p>【減税見込額 調査中であるが、数億円程度】</p>
viii)その他参考となる事項	

株式会社ラック

題目	情報基盤強化税制の対象設備拡大について
i)種別	既存の税制措置の拡充や延長に係るもの
ii)税目	国税 (税目: 所得税、法人税)
iii)関係法律条項	租税特別措置法第10条の6、第42条の11、第68条の15
iv)意見の詳細	<p>現在の税制下では対象設備がファイアウォールのみとなっておりますが、対象を Web アプリケーションファイアウォール、IDS/IPS にも適用可能としていただきたいと考えます。</p> <p>また、情報セキュリティ機器においてもより安価な製品が提供されるようになっており、特に中小企業向けの UTM 製品の市場価格は 40 万前後とあっております。このため、資本金1億円以下の法人・個人の取得額要件の投資額を年間 30 万程度、リース費用総額を 100 万円程度まで引き下げる必要があると考えます。</p>
v)措置を必要とする期間	平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
vi)理由(必要性・妥当性)	<p>現在の情報セキュリティ上の脅威に対抗するためには、ファイアウォールによる通信の制御だけでは防御しきれないものがあることは常識であり、通信内容を調査し、攻撃データであった場合にはそれを検知・遮断する必要性があります。これを可能にする装置およびソフトウェアは IDS、IPS、Web アプリケーションファイアウォールという呼称で製品として一般に購入可能であり、一般的な情報セキュリティが確保された情報システムを構築するためには、必要不可欠な部品となっております。</p> <p>さらに、各機器メーカー間の競争激化から、特に UTM の市場価格が下落傾向にあります。よって現行の税制を活用するためには、これら市場価格を勘案し、中小企業がコスト面で安価な製品を入手することを前提とし、特に資本金1億円以下の法人・個人の取得額要件の投資額を年間 30 万程度、リース費用総額を 100 万円程度まで引き下げる必要があると考えます。</p>
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	<p>当該税制の対象範囲がより拡大することにより、今般の厳しい経済状況下においても、保守切れになった情報セキュリティ機器等の換装・統合がすすみ、企業においてさらなる高度情報セキュリティ強化が行われることが期待できます。</p>
viii)その他参考となる事項	

日本郵政株式会社

題目	消費税の非課税措置の創設
i)種別	新しい税制措置に係るもの
ii)税目	税目:消費税
iii)関係法律条項	消費税法第6条 別表第一
iv)意見の詳細	株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険が郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）を非課税としていただきたい。
v)措置を必要とする期間	当分の間
vi)理由(必要性・妥当性)	<p>郵政民営化により、日本郵政公社の機能は、新たに設立された株式会社に引き継がれたが、銀行業を営む株式会社ゆうちょ銀行は銀行代理業者に、生命保険業を営む株式会社かんぽ生命保険は生命保険募集人に、継続的な業務の委託をすることが、経営者の意図とは別に、法律（郵政民営化法）により免許付与の条件として求められている。</p> <p>一方、民間金融機関においては、その経営上の判断により他社に業務を委託する場合は別にして、自らが顧客に金融サービスを提供していることから、業務委託に係る手数料の支払に伴う消費税は発生せず、消費税を商品の価格に転嫁しがたい金融サービスの特徴からは、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険にとって、競争上、著しく不利になっている。</p> <p>そのため、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険が、銀行代理業者・生命保険募集人である郵便局株式会社に支払う手数料に係る消費税を非課税とすることにより、この2社の安定的な経営を確保できるようにしていただきたい。</p>
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	平年度の減収見込額 約 42,200 百万円
viii)その他参考となる事項	平成 17 年度税制改正から要望。

全国市長会

題目	平成 22 年度以降の新たな合併特例法における地方税の特例措置について
i)種別	既存の税制措置の拡充や延長に係るもの
ii)税目	地方税 (税目:個人住民税、法人住民税、固定資産税、事業所税、軽自動車税、鉱産税、市町村法定外普通税、入湯税、都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税、国民健康保険税、市町村法定外目的税)
iii)関係法律条項	市町村の合併の特例等に関する法律 第 16 条
iv)意見の詳細	<p>合併の障害を除去するための措置である現行合併特例法第 16 条の地方税に関する下記の特例について、平成 22 年度以降の新たな合併特例法においても引き続き設けることを求めるものである。</p> <p>① 市町村の合併後直ちに均一の課税をすることが、かえって住民負担の均衡を欠くこととなると認められる場合に一定期間課税をしないことまたは不均一の課税をすることができることとする。</p> <p>② 事業所税の非課税団体同士が合併して人口 30 万以上の市となる場合に都市としての実態や人口実態に変化が必ずしもないにもかかわらず事業所税が課税されることになることが合併の支障となる場合があるため一定期間政令による課税団体の指定をしないこととする。</p> <p>③ 市町村合併に伴う税負担の増加を緩和するため、市町村合併に伴い特定市となる地域に所在する市街化区域農地のうち、新たに宅地並課税の対象となるべきものについては、一定期間宅地並課税の適用を受けないこととする。</p>
v)措置を必要とする期間	平成 22 年度以降の新たな合併特例法の有効期限内
vi)理由(必要性・妥当性)	<p>合併した場合、新市町村において基本的には、税率や税目を同一にする必要があるが、例えば、地方税の税率が異なっている市町村が合併し、直ちに税率を同一にすることは、住民の負担に多大な影響があり、合併が円滑に進まなくなるおそれがある。そのため、旧合併特例法及び現行合併特例法において、一定期間は課税免除又は不均一課税をすることができる等の地方税の特例が設けられてきたところであるが、新たな合併特例法においても、同様の特例が必要である。</p> <p>また、第 29 次地方制度調査会答申「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」(平成 21 年 6 月 16 日)において、「市町村合併は、行財政基盤の強化の手法の一つとして、今後もなお有効であると考えられ、現行合併特例法期限後においても、自らの判断により合</p>

	<p>併を進めようとする市町村を対象とした合併に係る特例法が必要である。この法律においては、具体的には、合併の障害を除去するための措置や住民の意見を反映させるための措置(合併特例区、合併に係る地域自治区等)等を定めることが適当である」とされている。</p>
<p>vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)</p>	<p>自らの判断により合併を進めようとする市町村においては、引き続き、住民等の急激な負担増を避けることが可能となり、円滑な合併の推進が図られる。</p>
<p>viii)その他参考となる事項</p>	

全国市長会

題目	非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税手続の簡素化
i)種別	既存の税制措置の拡充や延長に係るもの
ii)税目	国税（税目：所得税、法人税）
iii)関係法律条項	租税特別措置法
iv)意見の詳細	海外投資家の我が国地方債市場への投資を一層促進し都市自治体の資金調達の円滑化を図るため、振替地方債の利子に係る現行の非課税手続きの簡素化等を図ること。
v)措置を必要とする期間	
vi)理由(必要性・妥当性)	「非居住者等が受け取る振替地方債の利子に係る非課税制度」は、平成20年1月に開始されているが、非課税手続が煩雑(現行制度上では、地方債の発行自治体ごとに非課税手続を行う必要がある。)であるとの指摘が、海外投資家からなされているため。
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	当該非課税手続を簡素化することによって、海外投資家の我が国地方債市場への投資を一層促進し、地方公共団体の資金調達の円滑化や我が国地方債市場の活性化を図ることが可能となる。
viii)その他参考となる事項	

全国市長会

題目	非居住者等の受け取る地方公共団体金融機構が発行する振替債等の利子に係る非課税制度の創設
i)種別	既存の税制措置の拡充や延長に係るもの
ii)税目	国税（税目：所得税、法人税）
iii)関係法律条項	租税特別措置法
iv)意見の詳細	地方公共団体金融機構が発行する債券等の商品性を向上させ、保有者層の多様化を図っていくため、振替国債・振替地方債と同様に、非居住者等に対する利子非課税制度を創設すること。
v)措置を必要とする期間	
vi)理由(必要性・妥当性)	国内市場で発行される地方公共団体金融機構の発行する債券(機構が承継する債券を含む。)について非居住者、外国法人の参加を促し、債券発行の円滑を図ろうとするもの。言い換えれば、外国の投資家からの資金調達を行いやすくしようとするものであり、そのことによって、より有利な条件で資金を調達することができる。
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	地方公共団体金融機構が、より有利な資金調達を行うことが可能となり、地方公共団体に対してより円滑に長期・低利の資金を供給することが可能となる。
viii)その他参考となる事項	

全国過疎地域自立促進連盟

題目	新たな過疎対策の推進
i)種別	既存の税制措置の拡充や延長に係るもの
ii)税目	国税 (税目:所得税、法人税)
iii)関係法律条項	過疎地域自立促進特別措置法第30条 租税特別措置法第12条第1項、第45条第1項
iv)意見の詳細	過疎地域において、個人又は法人が製造業、ソフトウェア業及び旅館業の用に供する設備を新增設した場合の、当該新增設にかかる機械・装置、建物・その他附属設備の特別償却について、現行過疎地域自立促進特別措置法に代わる新過疎法を制定した上で、対象となる業種の拡大を図るとともに、青色申告者に限定されている対象者を見直した上で、適用期間を延長すること。
v)措置を必要とする期間	新過疎法の適用期間
vi)理由(必要性・妥当性)	<p>過疎地域においては、地域資源や情報化等を活用して総合的な産業の振興を図ることにより、地域の活性化、自立促進のための積極的な取り組みがなされているが、依然として高齢化の進行、若年者の流出がみられるところであり、対象業種の拡大及び特例措置の継続により引き続き過疎地域内に企業を誘致し、所得水準の向上と雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化さらには地域の自立促進を図ることが必要である。</p> <p>また、自然に恵まれた生活空間の中での就業機会を拡大することにより、UJIターン等を通じて都市住民を含め国民一般にとって多様な居住を選択することができる豊かな社会の実現にも資するものである。</p>
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	雇用の増大、若者の定住、所得水準の向上、UJIターンによる人口増などが促され、ひいては地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化、自立促進に資するものである。
viii)その他参考となる事項	

全国過疎地域自立促進連盟

題目	新たな過疎対策の推進
i)種別	既存の税制措置の拡充や延長に係るもの
ii)税目	国税 (税目:所得税、法人税)
iii)関係法律条項	過疎地域自立促進特別措置法第29条 租税特別措置法第37条第1項、第65条の7第1項
iv)意見の詳細	過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度(個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで)に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合の当該譲渡による譲渡益の一部に対する所得税及び法人税の課税の繰り延べを認める特例措置について、現行過疎地域自立促進特別措置法に代わる新過疎法を制定した上で、同様の措置が受けられるよう根拠規定を設けること。
v)措置を必要とする期間	新過疎法の適用期間
vi)理由(必要性・妥当性)	過疎地域においては、地域資源や情報化等を活用して総合的な産業の振興を図ることにより、地域の活性化、自立促進のための積極的な取り組みがなされているが、依然として高齢化の進行、若年者の流出がみられるところであり、対象業種の拡大及び特例措置の継続により引き続き過疎地域内に企業を誘致し、所得水準の向上と雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化さらには地域の自立促進を図ることが必要である。 また、自然に恵まれた生活空間の中での就業機会を拡大することにより、UJIターン等を通じて都市住民を含め国民一般にとって多様な居住を選択することができる豊かな社会の実現にも資するものである。
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	雇用の増大、若者の定住、所得水準の向上、UJIターンによる人口増などが促され、ひいては地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化、自立促進に資するものである。
viii)その他参考となる事項	

東日本税理士法人 税理士 岸野康之

題目	非課税地方独立法人の範囲と非課税規定の見直し
i)種別	既存の税制措置の拡充や延長に係るもの
ii)税目	地方税(税目:不動産取得税、固定資産税など)
iii)関係法律条項	地方税法第25条第1項第1号、地方税法第73条の3第1項、地方税法第105条第1項、地方税法第146条第1項、地方税法第179条第1項、地方税法第296条第1項第1号、地方税法第348条第8項、地方税法第443条第1項、地方税法第586条第1項、地方税法第701条の34、地方税法第702条の2、地方税法第704条及び第704条第2項
iv)意見の詳細	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方独立行政法人は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「当該法律」と言います。)により制定されております。当該法律は、地方独立行政法人の根拠法ですが、この中で法人は、「移行型地方独立行政法人」「新設型地方独立行政法人」の二類型に大別されており、すべての地方独立行政法人は、この二つのいずれかに属します。 2. 法人税法その他国税に関する法律は、上記類型を区別せず、例えば法人税法では地方独立行政法人を公共法人として別表第一に含み、印紙税法、登録免許税法でも同様に区別していません。国税ではいずれも公共法人として非課税とされています。 3. ところで、地方税法では公共性の高い団体等については、不動産取得税、固定資産税をはじめ各種税目でそれぞれ非課税の規定を設けています。そのそれぞれの非課税規定の中では、「非課税地方独立行政法人(=当該法律に定める「移行型地方独立行政法人」)」に限定して、適用されています。そのため、これに該当しない上述の「新設型地方独立行政法人」については、いわゆる普通法人などと同じように課税適用されるということになります。 4. 今回の要望は、この新設型地方独立行政法人の地方税法上の取扱について、非課税地方独立行政法人(移行型地方独立行政法人)と区別することなく、非課税の規定が適用されるように求めるものであります。 5. 具体的には、不動産取得税の非課税の形式基準(地方税法第73条の7第2号の2及び地方税法施行令第37条の14の2)で、法人が新たに法人を設立するため「現物出資を行う場合における不動産の取得で定められている形で、新設型地方独立行政法人で一定の要件を満たさないものを、非課税に該当しないとする税制改正が有効であると考えています。

v) 措置を必要とする期間	恒久的措置であることを要望します。
vi) 理由(必要性・妥当性)	<p>1. 移行型地方独立行政法人は、概して当該自治体の事業、構成員その他財産などを承継することを前提しており、当該自治体が出資者となることが予定されていることから、公共的性質を引継ぎ、承継資産の範囲も当該事業に供する資産に限定されるものと前提されます。そのため、当然に非課税規定が適用されるものと解します。</p> <p>2. これに対して、新設型の地方独立行政法人は、事業の継続性、構成員の成り立ち、自治体の出資割合等が、その設立の段階で限定されず、必ずしも公共的法人足りえない可能性があります。そのため、公共性の担保が不十分な可能性を含む、新設型地方独立行政法人については、「非課税地方独立行政法人」から除外しているものと解します。</p> <p>3. しかしながら、特別地方公共団体である一部事務組合及び広域連合等が、今日の地方行財政改革推進の流れの中で、各種事業について地方独立行政法人に移行させる場合には、事務手続き的に「移行型」になりえない旨の総務省自治行政局行政課の見解が出ております。すなわち、実態的には通常の移行型地方独立行政法人と変わらない要件と実態を備えているにもかかわらず、新設型として法人化するために、形式要件により地方税各種税目が課されることとなるものです。</p> <p>4. 自治体が地方行財政改革の一環として、議会一同が意を決して法人化等の道を選択したものであり、その実態要件が同一事業の継続性、構成員の成り立ち(職員引継ぎなど)、自治体出資割合100%など、移行型とまったく同一のものである場合については、高い公共性を有する法人として当然に非課税の法人として取り扱われる必要がある故、要望する次第です。</p>
vii) 効果(期待される効果・税収の減収見込額)	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産の形式的な移転による不動産取得税8,000万円 ・保有資産にかかる固定資産税2,500万円
viii) その他参考となる事項	<p>具体的事案は、千葉県山武市に所在する組合立国保成東病院一部事務組合の地方独立行政法人化にかかるものです。当該病院経営は事実上法人への単なる移行となりますが、特別地方公共団体である事務組合を解散消滅させて法人の出資者を一構成市のみにする行政手続きの流れから、新設型地方独立行政法人として移行するものです。</p>

増加する企業のホームページへの攻撃

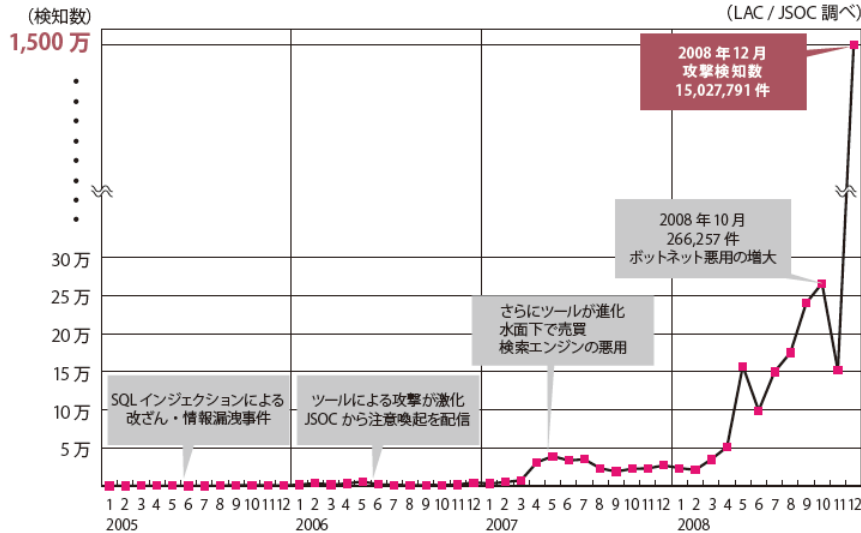
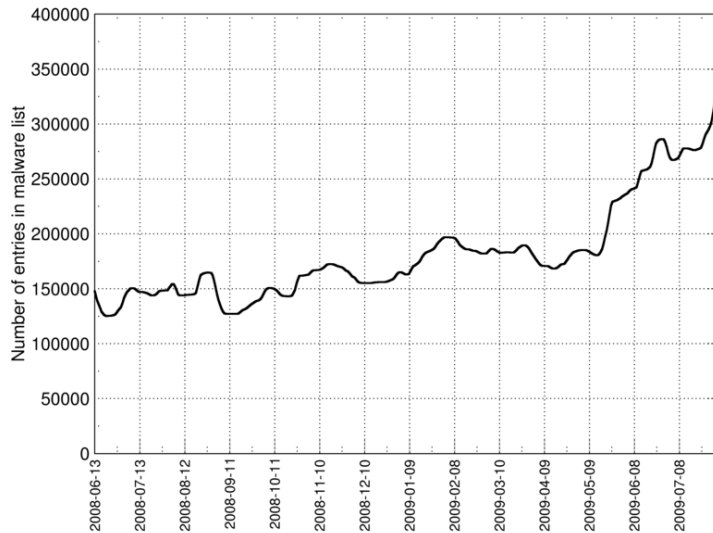
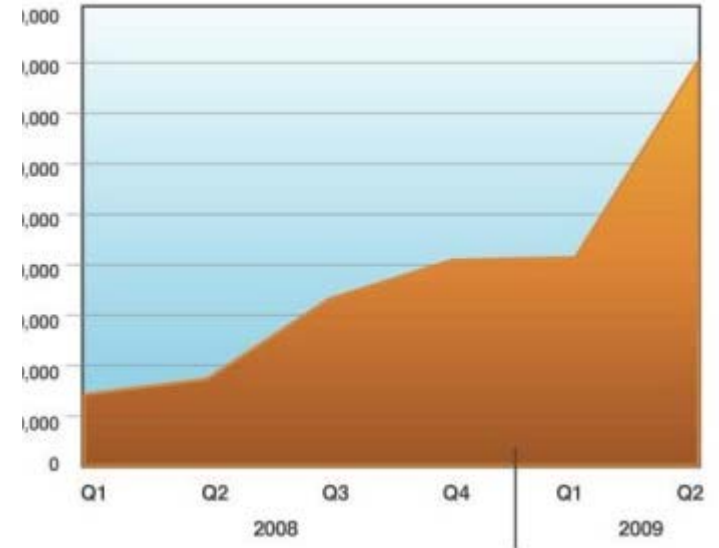


図3 SQLインジェクションの検知傾向 (2005年～2008年)

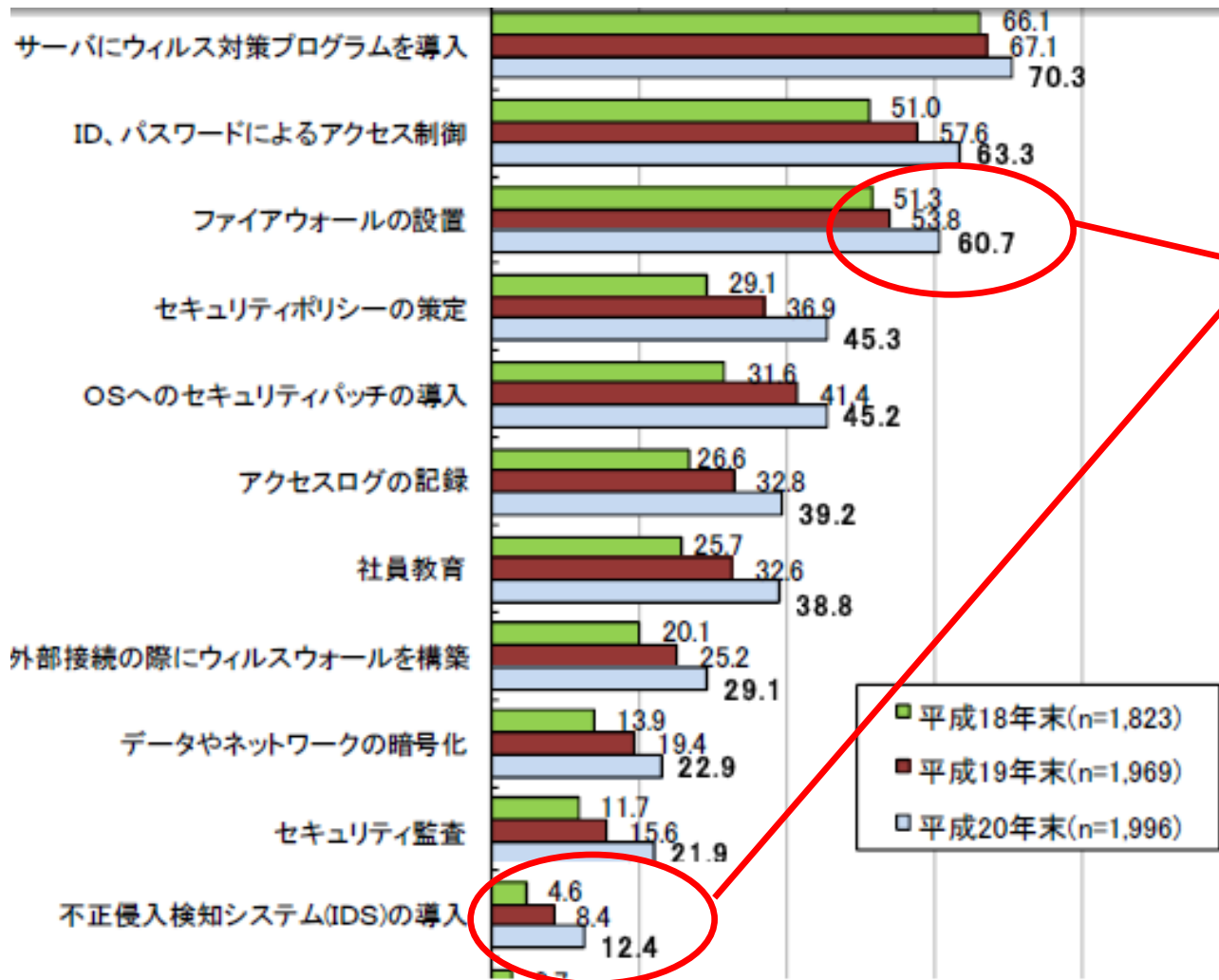


Suspicious Obfuscated Web Pages and Files

Source: ISS Managed Security Services



海外ならびに国内共に
ファイアウォールでは
防げない攻撃が増加



前述の攻撃を防止
検知するためには
まだまだ普及率の
低いIDS等の普及
促進が必要不可欠

平成20年 総務省「通信利用動向調査（企業編）」より抜粋

いわゆる新設型地方独立行政法人に係る非課税措置の要望

【意見概要】

現行の地方税法では、不動産取得税、固定資産税等の各種税目については、「移行型」地方独立行政法人を「非課税地方独立行政法人」としています。「移行型」以外の「新設型」の場合であっても、現に行っている業務を引き続き行う地方独立行政法人については、「移行型」と同様に非課税措置の対象とされることを要望するものです。（公立大学法人については新設型であっても非課税の対象となる）

	「移行型」 地方独立行政法人		「新設型」 地方独立行政法人		公立 大学法人	国の独立行政法人	
	設立団体が行っていた業務のみを行うもの	左記以外の業務も行うもの	地方公共団体が 行っていた業務のみを行うもの	左記以外の業務も行うもの		国が行っていた業務のみを行うもの	左記以外の業務も行うもの
国税	非課税 （「地方独立行政法人」として非課税）					非課税 （税目ごとに出資者要件等有）	
地方税	非課税	課税	課税	課税	非課税	非課税	課税

【意見提出の契機となる事例】 ⇒ 千葉県山武市 所在の組合立国保成東病院組合の地方独立行政法人化

当該公立病院は、「移行型」地方独立行政法人と、実体上変わらないが、一部事務組合を解散して出資者を一構成市に変更する手続きのため、「新設型」地方独立行政法人となるもの

【経緯】 平成21年9月30日 一部事務組合解散に係る 2市2町 の最終合意
 平成22年3月31日 一部事務組合解散(予定)
 平成22年4月1日 「新設型」一般型地方独立行政法人 設立(予定)